

令和8年度山形県地場産業等振興事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、地場産業等の振興を図るため、地場産業等の中小企業者等が生産体制の確保や売上向上に係る事業を実施する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で当該中小企業者等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地場産業等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 歴史、風土、経営資源等により地域に根ざして消費財（一般消費者が消費又は使用するもの）等を生産し、産地を形成してきた中小企業群であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(イ) 単一又は複数の市町村からなる区域における該当業種の工業出荷額が5億円以上あるもの

(ロ) 単一の市町村からなる区域の工業出荷額又は工業に属する中小企業数の10パーセント以上を占める業種のもの

(ハ) 単一の市町村からなる区域の該当業種及び関連業種の工業に属する中小企業数が10社以上の企業の集まりがあるもの

(ニ) その他(イ)から(ハ)までに掲げるものに類すると知事が認めるもの

ロ 次のいずれかに該当する製品を製造しているものをいう。

(イ) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条に基づき、経済産業大臣から指定を受けた品目の製品

(ロ) 次に掲げる条件を概ね満たす製品

a 主として日常生活の用に供されるものであること

b 製造過程の主要部分が手工業的であること

c 伝統的技術又は技法によって製造されるものであること

d 伝統的に使用されてきた原材料を用いていること

(ハ) その他知事が工芸品に類するものと認める製品

(2) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

ロ 企業組合又は協業組合

(3) 組合等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会

ロ 商工組合又は商工組合連合会

ハ 酒造組合

ニ 地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる公益法人

ホ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの

へ 知事が別に定める基準に適合するその他の団体

(4) 地域グループ 県内の複数の中小企業者、組合等を主とするグループ等であって、知事が別に定める基準に適合するものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地場産業等の中小企業者であって、山形県内に主たる事業所を有する者
- (2) 地場産業等の組合等又は地域グループであって、山形県内に主たる事業所を有する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業の欄に掲げるとおりとする。

2 補助事業者は、補助事業について、国からの補助金等の交付を受けてはならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、別表の補助金の額に掲げるところに算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の目的に関わらない程度の事業計画の変更
 - (2) 別表に掲げる補助事業の区分ごとに、補助対象経費の合計額の20パーセントを超えない金額の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第6条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和8年9月30日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して、翌月31日までに行うものとする。ただし、交付決定の日が令和8年10月1日以降であるものにあつては、次条に規定する補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年4月9日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第12条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（別記様式第9号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、規則第22条第2号の知事が指定する財産は、取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（別記様式第10号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 前項の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第15条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（別記様式第11号）を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助事業		補助対象経費		補助金の額	
区分	内容	区分	内容	中小企業者	組合等又は地域グループ
後継者確保育成事業	将来の従事者の確保を目的とした研修事業や若手従事者の技術や知識向上のために実施する研修事業等	謝金	専門家謝金	令和8年4月1日以降における補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額又は150千円のいずれか低い額	令和8年4月1日以降における補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額又は300千円のいずれか低い額
		旅費	専門家旅費、職員旅費		
		事業費	会議費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、委託費		
原材料等確保事業	原材料・用具の安定確保に向けた調査、代替品の研究等	謝金	専門家謝金	令和8年4月1日以降における補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額又は150千円のいずれか低い額	令和8年4月1日以降における補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額又は300千円のいずれか低い額
		旅費	専門家旅費、職員旅費		
		事業費	会議費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、調査費、試験費（原材料費、機械装置等費、実演費）、委託費		
商品開発改良事業	商品又は役務の改良（研究開発、試作、評価等を含む）等	謝金	専門家謝金	令和8年4月1日以降における補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額	令和8年4月1日以降における補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額
		旅費	専門家旅費、職員旅費		
		事業費	会議費、会場費、出展費、印刷製本費、デザイン費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、借損料、雑役務費、マーケティング調査費、試作費（原材料費、機械装置等費、試作・実演費）、委託費		

販路開拓 拡大事業	展示商談会への 出展、テストマ ーケティング等 の新規顧客獲得 に係る事業等	謝 金	専門家謝金	令和8年4月 1日以降にお ける補助対象 経費の合計額 の2分の1に 相当する額又 は375千円の いずれか低い 額	令和8年4月 1日以降にお ける補助対象 経費の合計額 の2分の1に 相当する額又 は750千円の いずれか低い 額
		旅 費	専門家旅費、展示会出 展等にかかる担当者旅 費		
		事 業 費	会議費、会場費、出展 費、印刷製本費、デザ イン費、資料購入費、 通信運搬費、調査研究 費、広告宣伝費、消耗 品費、借損料、雑役務 費、マーケティング調 査費、委託費		